所管課名	企画広報課
—————————————————————————————————————	観光情報発信支援業務
契約内容	・現在ある観光資源の魅力度をあますことなく伝えるために、市内事業者を対象としたセミナーの開催や戸別訪問を通じてICTを活用した情報発信を働きかけ、情報発信後の効果を調査及び分析し、今後の活用に向けて検討を行う。・観光資源を新たに組み合わせたり、まだ知られていない魅力ある観光資源を発掘したりすることにより、行ってみたくなるような新しい観光コンテンツを企画提案する。
契約期間	平成31年4月10日から令和2年3月23日
契 約 締 結 日	平成31年4月9日
契 約 相 手 方	学校法人 市邨学園 名古屋経済大学
契約金額	992,200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、市の観光資源を効果的にPRしていくため、上記契約内容を実施するものであるが、受託者においては、市内の隠れた観光資源等に関する知識があり、効率的に市内を訪問・調査できるノウハウや環境を有し、地域で活動することに関して市民からの信頼感を得ている必要がある。学校法人市邨学園名古屋経済大学は市内唯一の大学であり、昭和54年に開学して以来、地域連携事業を積極的に推進している。その実績を長年積み重ねていくなかで、当大学が有する犬山市に関する情報量、市内で活動するためのノウハウや環境、地域から得た信頼は、他者に比べて優れていると判断できる。また、犬山にある地域資源(歴史、自然、産業)を総合的に研究する「犬山学」を進めている当大学以上に、観光資源の新たな組み合わせや発掘ができる者はいないと考えられる。さらに、市内の訪問・調査等をICTに馴染みのある学生や教員が主体となって実施することで人件費が削減できるため費用面で有利であるし、学生たちの柔軟な発想により、職員だけでは思いつかない革新的なアイデアが生まれてくることも期待できる。以上の理由から、本業務が実施可能な受託者は、学校法人市邨学園名古屋経済大学を置いてほかに存在しないため、本契約は競争入札には適さない。
その他特記事項	

所 管 課 名	企画広報課
—————————————————————————————————————	大山市情報発信エフエム放送業務委託
契約内容	・委託期間 平成31年4月から令和2年3月31日 ・委託内容 コミュニティFM放送による月4回20分ずつの犬山情報発信 ①職員や市民が市政情報や市民活動などを情報発信する「チャレンジ犬山」 ②市公式HPのフォトニュースをナビゲーターが紹介する「まちのできごと」 ③市公式YouTubeに投稿する「チャレンジ犬山」を録画編集したPR動画作成
契 約 期 間	平成31年4月12日~令和2年3月31日
契約締結日	平成31年4月11日
契 約 相 手 方	愛知北エフエム放送株式会社
契約金額	金 827, 280円(税込)
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本委託業務は第5次総合計画改訂版に重点施策として位置付けられた「活躍の場づくり」の情報発信の手段の一つとして、エフエムラジオによる市民活動の情報発信とラジオ出演時の様子の録画編集を委託するものである。コミュニティエフエム放送は市政情報や市民活動の紹介など、地域に密着した情報を発信できる有効な手段であり、また一部近隣市町でも聞くことができ、犬山市のシティプロモーションとしての役割も担うことが可能である。本委託業務を展開するうえで、このようなエフエム放送設備を完備し、市職員や市民の定期的な出演が可能である近距離に位置するコミュニティエフエム局は、市内及び近隣では愛知北エフエム株式会社のみである。また委託業務では、出演時の映像を動画に編集し、活躍する市民の姿を記録した動画をも作成でき、その動画を市公式YouTub「ONE CHAN」上で公開することにより更なるシティプロモーションとして多面的な動画配信が可能である。以上により市政情報等の番組制作、放送に加えて動画の制作を受託できる相手方は愛知北エフエム放送株式会社に限定されており随意契約とする。
その他特記事項	

所 管 課 名	
<u> </u>	経営改善課管理用地除草業務委託 経営改善課管理用地除草業務委託
契約内容	草刈工 10,436 m <sup>2</sup> 剪定工 39 m <sup>2</sup> 高木剪定 9 本
契約期間	平成31年4月12日 から 令和元年11月29日 まで
契約締結日	平成31年4月12日
契約相手方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会
契約金額	581,200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な同者と随意契約を締結するもの。
その他特記事項	明い合わせた。終党功美部

所 管 課 名	総務課
契約内容	除草委託面積 807.32㎡ (内訳)①犬山市防災倉庫用地(犬山市大字犬山字薬師地内) 745.26㎡ ②犬山市役所分庁舎用駐車場(犬山市大字犬山字東古券地内) 62.06㎡ 除草実施回数 ①3回(6月・8月・10月予定)②1回(8月予定)
契約期間	令和元年5月22日から令和元年10月31日
契約締結日	令和元年5月22日
契約相手方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会
契約金額	122, 740円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な同者と随意契約を締結するものである。
その他特記事項	明い合わせた。松本部

所 管 課 名	
件 名	
契約内容	選挙を適切に執行するため、投開票事務のため使用する投票用紙専用計数機、投票用紙自動交付機、自動開封機、読取分類機及び増設スタッカーの点検、読取分類機及び増設スタッカーを使用する際に必要なファイルデータの作成を行う。
契約期間	契約日から令和元年7月19日まで
契 約 締 結 日	令和元年6月3日
契約相手方	株式会社ムサシ 名古屋支店
契約金額	770, 040円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	点検を行う機器は、選挙にのみ使用する特殊な機器であり、機器を製造した業者に点検を行わせることが適切であるため。
その他特記事項	

所 管 課 名	総務課
件 名	参議院議員通常選挙 選挙公報配布業務委託に係る単価契約について
契約内容	公職選挙法第167条第1項及び第2項の規定により発行される参議院議員通常 選挙に係る選挙公報について、新聞折込及びポスティングの方法による配布を委 託するもの。
契 約 期 間	第25回参議院議員通常選挙の公示日から選挙期日まで
契 約 締 結 日	令和元年6月27日
契約相手方	株式会社 中日総合サービス 尾張支社
	新聞折込単価:選挙区 9.288円 比例代表17.928円
	新聞折込総額:選挙区 9.288円×16,950部=157,431円
   契約金額	比例代表 17.930円×16,950部=303,879円
大 小J 亚 R	ポスティング単価:選挙区 28.188円 比例29.268円
	ポスティング総額:選挙区 28.188円×12,150部=342,484円
	比例代表 29.269円×12,150部=355,606円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	新聞折込及びポスティングにより、市内の全世帯に重複のないよう短期間で文書 を配布する特殊な業務であることから、市内において多数の購読者がある新聞の 配達を行う事業者に委託することが適切であるため。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営部 情報管理課
契約内容	基幹系情報処理システムのハードウェア及びソフトウェアの保守に係る業務 ハードウェアの定期点検、障害対応、機器構成管理 等 ソフトウェアの不具合対応、制度改正対応 等 業務運用における主要イベントの事前確認、障害対応、問い合わせ対応、中間標 準レイアウトデータ抽出 等
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	22, 972, 896円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営部 情報管理課
—————————————————————————————————————	戸籍システム元号改正対応改修業務
契約内容	平成31年4月30日に天皇陛下が退位され、翌5月1日に皇太子殿下が即位されることに伴い、5月1日に新元号に改元される。この新元号に対応するため、 戸籍システムに対してシステム改修を行う。
契約期間	平成31年4月8日から令和元年6月30日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月5日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	972, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	戸籍システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、対応 することはシステムの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競 争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を 締結するもの。
その他特記事項	

=	⟨∇Ζ ΔΔ- Δ-
	経営部 情報管理課 
件 名	財務会計システムソフト保守業務
契約内容	財務会計システム及び公会計システムの維持、管理、運用支援に係る業務本市の財務会計システム及び公会計システムの維持、管理、運用支援 定例会議の開催、財務会計システム及び公会計システムの修正プログラム適用、 定期的なログ確認等による財務会計システム及び公会計システムの維持、管理 あいち電子自治体推進協議会等によるセキュリティ監査指摘事項への対応 システムトラブル時の復旧、問い合わせ対応等の運用支援
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社三重電子計算センター
契約金額	2, 857, 980円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、プログラムの不具合を修正するために提供される緊急・定期的な修正プログラムを取得し、適用することやメンテナンス等を行うことは導入を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営部 情報管理課
件 名 —————	児童扶養手当支払回数変更対応業務 
契約内容	令和元年10月から児童扶養手当の支払回数が年3回から年6回に見直されることに伴い、事務手続の見直し対応が必要となる。制度改正後の事務に対応するため、児童扶養手当システムの機能改修業務を委託する。
契約期間	平成31年4月26日から令和2年3月25日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月26日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	5, 577, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	

所管課名	経営部 情報管理課
件 名 	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務 
契約内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業に関する業務 CS業務アプリケーションのオーバーライト適用作業、住民基本台帳ネットワー クシステムの障害対応支援
契約期間	平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	648, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムは既存のパッケージシステムである住民記録システム及び戸籍システムと連携を行なっており、安定稼働のための保守を行うことができるのは既存住民記録システムの構築事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	

所管課名	情報管理課
件 名	情報システムアドバイザー業務
契約内容	・自治体クラウド導入計画策定支援 ・近隣自治体との情報システム共同化検討支援 ・現行の情報システムの維持管理契約の精査支援 ・独自改修箇所の洗い出しに係る支援 ・マイナンバー等最新動向に係る職員講演会や情報セキュリティ研修の開催 など
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月27日
契 約 締 結 日	平成31年4月1日
契約相手方	株式会社行政IT研究所
契約金額	2,354,400円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、当市及び近隣自治体における情報システムの現状をふまえ、クラウド導入及びシステムの共同利用推進など情報化施策全般の支援を委託するものです。したがって、本業務を受託する業者は、様々な基幹系情報システムに関する知識、総務省のクラウド化に関する動向、先進自治体におけるクラウド導入支援、共同利用推進の事例、マイナンバーの利活用、システム障害時の対応、セキュリティの強化など、幅広い見識と経験を保有し、さらには多数のベンダーの情報に精通した事業者に限られます。その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものです。 なお、本業務の選定事業者は、総務省が定める地域情報化アドバイザーに認定されており、昨年度より、自治体クラウド導入に向けた準備を開始しました。平成31年度も先進自治体の導入事例の研究や近隣自治体の意向調査などを計画的に進めるために、選定事業者の支援は必須と考えています。
その他特記事項	問い合わせ先に情報管理課

所管課名	経営部 情報管理課
件 名	全国町字ファイル保守業務
契約内容	全国の町・字情報の異動内容を毎月更新し、最新の状態に維持管理する業務 最新の全国町・字ファイルのデータ提供
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契約締結日	平成31年4月1日
契約相手方	地方公共団体情報システム機構
契約金額	176, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	町・字情報の保守並びにデータ提供を全国規模で行っているところがほかにはなく、各地方公共団体相互のデータ提供により維持管理されていることから、その 性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。
その他特記事項	明い合わせた。経営部では毎毎毎

所 管 課 名	経営部 情報管理課
件 名 	地方税共通納税システム導入に伴う基幹システム改修業務(平成31年度分)
契約内容	地方税における電子納税の推進を図ることを背景に、地方税電子化協議会が地方 税共通納税システムを構築し、令和元年10月からの運用開始される。地方税共 通納税システムの合わせて、基幹システムの機能改修業務を委託する。
契約期間	平成31年4月8日から令和元年9月26日まで
契 約 締 結 日	平成31年4月5日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	2, 818, 800円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、 対応することはシステムの構築を行うを行った事業者に限られるため、当該契約 の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法に よる契約を締結するもの。
その他特記事項	

所 管 課 名	
件 名 —————	統合型GIS等システム保守業務 
契約内容	統合型GIS等システムに係る地図データ更新、教育・研修、運営支援、機能拡張作業、障害・緊急対応等に係る業務
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
契約締結日	平成31年4月1日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	3, 441, 675円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	明いたなみな、終党等、情報等項票

所 管 課 名	経営部 情報管理課
M 名	令和元年6月データ標準レイアウト改版に係る副本登録作業支援業務
契約内容	特定個人情報のデータ標準レイアウトが改版され、令和元年6月より改版後のレイアウトで情報連携が開始される。データ標準レイアウトの改版にあたり、改版後レイアウトにて副本データの登録が必要となるので、副本登録に係る作業支援を委託する。
契約期間	令和元年5月20日から令和元年6月28日まで
契 約 締 結 日	令和元年5月20日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	1, 749, 600円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	住民情報システム及び障害者福祉システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	